

津市地籍調査推進協議会設置要綱

平成 27 年 1 月 9 日

改正 平成 29 年 3 月 31 日

(設置)

第 1 条 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定に基づく地籍調査の円滑な実施を図るため、津市地籍調査推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地籍調査の普及及び啓発に関すること。
- (2) 地籍調査実施計画の策定に向けた調査及び検討に関すること。
- (3) 地籍調査の円滑な実施に向けた調査及び検討に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 津市自治会連合会津支部会長、同連合会河芸支部会長又は同連合会香良洲支部会長の推薦を受けた者
- (2) 公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に所属する土地家屋調査士で理事長の推薦を受けたもの
- (3) 一般社団法人日本国土調査測量協会に所属する会員で会長の推薦を受けたもの
- (4) 津地方法務局の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部用地・地籍調査推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。

附 則 (平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。